

第2次糸魚川市人権教育・啓発推進計画 目標指標

分野		施策指標	単位	現状 (R2)	→	目標 (R8)	
1	女性	家庭生活で、「男女平等になっている」と回答した人の割合	%	23.2	→	37.0	
		男性は仕事、女性は家庭を中心とする方がよいの回答が「そう思わない」と答えた人の割合	%	55.5	→	70.0	
		「女性のための相談室」を知っている人の割合	%	41.6	→	60.0	
		各種審議会等における女性委員の割合	%	25.5	→	40.0	
2	子ども・若者	子育て環境に、「満足」または「どちらかというと満足」と回答した人の割合	%	52.4	→	70.0	
		「自分によいところがある」と思う子どもの割合	小学6年	%	83.3	→	85.0
			中学3年	%	87.5	→	90.0
		「いじめはどんな理由があってもだめだ」と思う子どもの割合	小学6年	%	98.3	→	100
			中学3年	%	98.3	→	100
		「自分の思っていることや感じていることをきちんと言葉で表すことができる」と思う子どもの割合	小学6年	%	80.0	→	83.0
中学3年	%		92.2	→	95.0		
認知したいじめの解消率			%	74.2	→	80.0	
3	高齢者	生きがいのある人の割合	%	57.4	→	90.0	
		認知症サポーター 累計養成数	人	3,958	→	4,300	
		市民後見人受任ケース数	件	0	→	6	
4	障がいの ある人	障害者差別解消法について、「法律の内容を知っている」と回答した人の割合	%	16.4	→	30.0	
		障害者差別解消法の「合理的配慮」の認知度	%	21.3	→	40.0	
		障がいのある人への理解や差別の解消が「進んだ」、「やや進んだ」と思う市民の割合	%	33.1	→	40.0	
		就労移行支援事業の利用者数	人	16	→	16	
		福祉施設から一般就労への移行者数	人	6	→	6	
		発達障がいという言葉を知っている意味も理解している」と答えた保護者の割合	4～6歳	%	58.6	→	80.0
			小学校高学年	%	57.1	→	80.0
5	同和問題	部落差別解消法について「法律の内容を知っている」と回答した人の割合	%	17.3	→	30.0	
		「同和地区出身者との結婚について、子どもの意思を尊重する」と回答した人の割合	%	56.3	→	65.0	
		本人通知制度登録者数	人	177	→	300	
6	外国にルーツ がある人	ヘイトスピーチ解消法について「法律の内容を知っている」と回答した人の割合	%	10.7	→	20.0	
7	感染症患者等	(なし)					
8	性的指向・性自認	「LGBTQ」の認知度（知っている人の計）	%	59.5	→	70.0	

第2次糸魚川市人権教育・啓発推進計画(概要)

令和 4 年度 ～ 令和 8 年度（ 5 年間 ）

第1章 計画の概要

1 策定の主旨

本計画は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づき、すべての市民が互いの人権を尊重し合う社会を実現するため、現状に即した人権教育及び人権啓発の推進、分野別の人権施策の推進など、市における人権施策を総合的、体系的に推進するための基本的方向を明らかにするために策定するものです。

計画期間を平成 29 年度からの 7 年間としていましたが、近年の新たな人権課題や人権課題に対する意識の変化、社会の関心の高まりを受けて、関係法令の改正や社会情勢の変化を反映し、今後の人権課題を見据えて、第 3 次総合計画と整合を図りながら改定するものです。

2 計画の目的

一人ひとりがお互いを認め合い、共に生きるまちづくり

「第 3 次糸魚川市総合計画」基本計画の中で、全ての人の人権が尊重され、年齢や性別、障がいの有無などによらず、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、市民の人権意識の高揚を図り、あらゆる差別解消のための施策を推進することを掲げています。本計画は、これらを実現するため、お互いを尊重し、認め合い、活かし合う多様性の尊重や社会的包摂の意識を醸成させることを目的とします。

3 基本的な視点

人権教育・啓発に関する施策については、次の 5 つを基本的な視点として推進します。

- 1 「思いやり・やさしさ」から「権利主体性」の強調へ
- 2 法を理解し使いこなす力（リーガル・リテラシー）を重視する
- 3 人権侵害を傍観せず、人権侵害された人々を支援する
- 4 多様性（ダイバーシティ）の尊重と社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）についての意識を醸成する
- 5 人権教育・啓発と人権相談・救済との関連を重視する

第2章 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

社会全体が連携・協働し、あらゆる場と機会を通じて、より効果的、総合的に推進することが必要です。各場面における現状と課題、施策の方向を規定しています。

場面・機会	施策の基本方針
1 家庭における人権啓発	(1) 家庭における人権教育の支援 (2) 地域の教育力向上の支援
2 保育園・幼稚園等における人権教育の推進	(1) 人権を大切にすることを育てる保育の推進 (2) 家庭や地域と連携した園児への人権に留意した保育の推進
3 学校教育における人権教育、同和教育の推進	(1) 教職員の資質の向上 (2) 児童生徒の権利主体性を育てる人権教育の推進 (3) 人権尊重の精神を育む教育の推進 (4) 部落問題学習を中核にした人権教育の推進
4 社会教育における人権教育、同和教育の推進	(1) 教育・啓発活動の推進 (2) 地域における人権教育の支援
5 市民に対する人権啓発の推進	(1) 対象者の発達段階や理解度に応じた啓発の推進 (2) 効果的な啓発の推進
6 企業・団体等に対する人権啓発の推進	(1) 企業等に対する人権啓発の推進 (2) 企業内の人権啓発に対する支援
7 市職員の人権教育・研修の推進	(1) 年齢や役職に応じた研修の充実 (2) 「人権風土」の定着の推進
8 インターネット上での人権侵害を防ぐための人権教育・啓発の推進	(1) 個人のプライバシーや名誉に関する教育・啓発の充実 (2) トラブルに巻き込まれないための教育・啓発の充実 (3) 関係機関との連携強化

第3章 分野別人権施策の推進

様々な分野における人権侵害の現状と課題、施策の方向等を規定しています。

分野	施策の方向
1 女性	(1) 男女共同参画の推進に向けた社会づくり (2) 女性が活躍できる基盤づくり (3) 安心して暮らせる環境づくり
2 子ども・若者	(1) 教育環境及び内容の充実 (2) 家庭・地域との連携 (3) 児童虐待の防止対策の推進 (4) 子育て環境づくりの推進 (5) 広報・啓発活動の推進
3 高齢者	(1) 積極的に社会参加できる環境づくり (2) 高齢者が安心して暮らしやすい環境整備 (3) 相談体制の充実

	(4) 見守り体制の確立 (5) 認知症に関する知識の普及啓発
4 障がいのある人	(1) 相談支援体制の強化 (2) 日常生活支援の充実 (3) 就労支援・雇用促進 (4) 療育・教育・子育て支援の充実 (5) 安全・安心な生活の確保 (6) 広報・啓発活動の推進
5 同和問題	(1) 同和問題に対する正しい理解と認識を深める啓発の推進 (2) 学校や社会教育における人権教育・同和教育の推進 (3) 部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実 (4) 個人情報の漏洩を防ぐための取組の徹底 (5) インターネット上の人権侵害行為の早期発見に向けた取組の推進
6 外国にルーツがある人	(1) 外国にルーツがある人が暮らしやすいまちづくり (2) 多文化共生社会の推進 (3) 適正な雇用等の促進
7 感染症患者等	(1) 感染症について理解の促進
8 性的指向・性自認	(1) 性的少数者が暮らしやすい社会づくり
9 様々な人権問題	(1) 様々な人権問題に対する人権意識の高揚 (2) 個人のプライバシーや名誉に関する理解促進の充実 (3) 人権侵害に対する相談・支援体制の充実 (4) 社会情勢の変化に伴う新たな人権問題への対応

第4章 推進体制

本計画を推進するための体制等を規定しています。

- 1 庁内推進体制の整備
- 「庁内委員会」を設置し、人権施策の調整及び総合的な推進を図ります。
- 2 関係機関等との連携
- 関係機関と連携を図るとともに、企業、団体、地域等への支援、相互協力により、情報の共有化、連携による啓発事業の実施など、より効果的な人権施策の推進に努めます。
- 3 計画の進行管理と見直し
- 「人権施策推進機関」にて協議を行い、市民一人ひとりの人権意識の向上を目指します。また、概ね5年ごとに市民意識調査を行い、市民の人権に関する意識の変化の把握に努めます。